解散公告

当社は、平成二十二年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十八日

長崎県佐世保市立神町一番地

株式会社西九州商事

代表清算人　矢ヶ崎　智

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十二月二十五日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十八日

北海道小樽市稲穂二丁目二二番八号

小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合

代表清算人　山本　秀明

第三十二期決算公告

貸借対照表

（平成二十一年十一月三十日現在）

単位・円

資産の部	
流動資産	二、七七四、六一六、一六六
固定資産	一、七二四、六二四、二二二
有形固定資産	九一一、六八六、七三七
無形固定資産	八、四〇三、三四五
投資その他の資産	八〇四、五三四、一四〇
合計	四、四九九、二四〇、三八八
負債及び純資産の部	
流動負債	三八八、八七〇、八六二
固定負債	二八二、九〇一、〇〇〇
株主資本	三、八二七、二〇五、二八四
資本金	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	三、〇七七、二〇五、二八四
利益準備金	一八七、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	
二、八八九、七〇五、二八四	
評価・換算差額等	二六三、二四二
合計	四、四九九、二四〇、三八八

損益計算書

（自　平成二十年十二月一日　至　平成二十一年十一月三十日）

単位・円

売上高	三、五二五、四三一、〇六二
売上原価	一、四四八、五五七、〇五六
売上総利益	二、〇七六、八七四、〇〇六
販売費及び一般管理費	二、一〇一、五四二、八五一
営業損失	二四、六六八、八四五
営業外収益	一三六、〇二〇、五三五
営業外費用	一三、七三九、三七六
経常利益	九七、六一二、三一四
税引前当期純利益	九七、六一二、三一四
納税充当金戻入額	△三一、〇〇〇、〇〇〇
法人税、住民税及び事業税	七〇、〇〇〇、〇〇〇
法人税等調整額	△二七、二三〇、九〇七
当期純利益	八五、八四三、二二一

平成二十二年一月十九日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号

アラ商事株式会社

代表取締役　荒川　正博

配当公告

名古屋市千種区宮根台一丁目五番二四号

破産者　有限会社フレンズショップ大富

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一五六六号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一九、三五八、一九〇円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一九、三五八、一九〇円

平成二十二年二月十八日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル四階　破産管財人　渡邉　和義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉中一丁目五番地、最後の住所東京都練馬区旭丘一丁目五四番一二―一〇二号　被相続人　亡　櫻井　忠友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十八日

事務所東京都千代田区有楽町一―七―一有楽町電気ビル南館九階九五二号室高津法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大島　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町三増二三三六番地、最後の住所神奈川県相模原市上溝三八二〇番地の四　被相続人　亡　宮木　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十八日

神奈川県相模原市相模大野五丁目一七番三号　司法書士田中等事務所

相続財産管理人　田中　等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大門八番町五九七番地一、最後の住所長野県塩尻市大門八番町三番二七号　被相続人　亡　早田　憲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十八日

長野県松本市大字中山五二一八番地

相続財産管理人　川上　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西昆陽三丁目四四四番地、最後の住所兵庫県伊丹市車塚二丁目一番地二一〇号　被相続人　亡　氏田　安彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十八日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3ビル五階　相続財産管理人　田中　賢一

預り有価証券等売却のお知らせ

タイコム証券株式会社は、平成二十一年十二月二十五日午後五時に大阪地方裁判所において破産手続開始決定を受けました。つきましては、タイコム証券株式会社がお客様からお預かりした有価証券等の移管手続の受付は平成二十二年二月二十六日をもって終了いたします。同日までに移管手続を履践されなかった場合は、タイコム証券株式会社の保護預り約款に基づき、同年三月一日以降、預り有価証券等を売却して、その売却代金を返還又は供託することとなりますので、ご了承願います。

以上、金融商品取引法第五十条の二第一項第四号、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百四条第二項第三号ロに規定された顧客に対する債権債務の清算の方法としてお知らせいたします。

平成二十二年二月十八日

大阪市中央区北浜三丁目六番一三号日土地淀屋橋ビル六階

タイコム証券株式会社

破産管財人　阪口　彰洋

第40期決算公告

平成22年1月27日　大阪府大阪市中央区平野町2丁目4番12号

株式会社イトーキ大阪工務センター

代表取締役社長　池田　篤

貸借対照表の要旨　（平成21年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	301,098	流動負債	75,386
固定資産	60,860	固定負債	72,527
		退職給付引当金	63,177
		役員退職給与引当金	9,350
		負債合計	**147,913**
		株主資本	214,045
		資本金	10,000
		利益剰余金	204,045
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	201,545
		（うち当期純損失）	（24,935）
		純資産合計	**214,045**
資産合計	361,958	**負債・純資産合計**	**361,958**